

令和3年10月22日
【資源エネルギー庁】

【概要書】

エネルギー基本計画の変更について

標記の報告書を衆議院事務総長に提出いたしました。

連絡先は省略。

新たなエネルギー基本計画のポイント

- 新たなエネルギー基本計画は、
 - ① 福島第一の事故後10年の歩み(ALPS処理水の海洋放出の方針決定等)、
 - ② 2050年カーボンニュートラル(CN)の実現に向けた対応、
 - ③ 2030年の46%削減、更に50%の高みを目指す新たな削減目標の実現に向けた対応を示す。
- エネルギー政策の要諦は、安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合の**S+3E**。
- 特に2050年CN、2030年NDCの実現に向けた対応のポイントは、
 - 2030年の省エネ目標を2割深掘り。今後、省エネ法の改正も視野に、日本全体の省エネを加速。
 - 再エネは、主力電源として、S+3Eを大前提に、再エネ最優先の原則で導入拡大。
2030年の電源構成においても、足下の導入割合から倍増する目標を設定。
(地域と共生する形での適地確保、アセスなど規制の合理化、コスト低減の加速など)
 - 水素やアンモニア発電については、2050年の本格導入に向けて社会実装を加速。新たに2030年の電源構成の1%を賄う目標を新設。
 - 火力発電については、2030年に向けて非効率石炭火力のフェードアウトに着実に取り組み、水素・アンモニア混焼といった脱炭素型火力に置き換え、火力比率はできる限り引き下げ。
 - 原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用。再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り依存度低減。(再稼働を推進、小型モジュール炉など国際連携による研究開発推進など)